

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷(十二第

行發日一月二年四和昭

## 論叢

犬 稅 論 . . . . . 法學博士 神戶 正雄

總合社會學概念 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

財產生命保險 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

明治初年に於ける大阪爲替會社 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

リカアドウの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 時論

我國の國富及び國民所得を論ず . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

## 說苑

經濟政策學に於ける超越的目標に就いて . . . . . 經濟學士 藤田 敬三

豫算に依る企業の統制 . . . . . 經濟學士 大塚 一郎

## 雜錄

獨逸に於ける中央地方稅の發達 . . . . . 經濟學士 中川與之助

美濃稻津村小里の割山制度 . . . . . 經濟學士 井 篁 芹

(禁 轉 載)

# 財産生命保険 (二)

小島 昌太郎

財産生命保険は、物的財産に於ける金銭的價値の維持及び回復を目的とする所の財産保険である。原語は難に紹介したやうに Sachlebensversicherung といふのであるから、そのまま直譯すると物生命保険といはなければならぬ筈であるが、かくては、日本語として適當でないから、私は姑くこれを財産生命保険と譯するのである。併し、その謂はゆる財産は、この保険の場合には、物的財産に限られ、無形財産、例へば貸付金、預金、債權、投資、營業權などの財産は、この保険とは直接の關係をもたないものである。<sup>2)</sup>

この保険を、財産生命保険と名づけたのは、甚だ非常識的な見解に基くのであつて、財産保険に於ても、生命保険と同様に長期の契約によるものを實行せんとする計畫に適應するために、物的財産にも、人間と同様に、生命があること見做し、これを我國にて謂はゆる養老保険と同様なる取扱ひの下に置かうとした所にある。故に、これは勿論生命保険ではなくて、純然たる財産保険である。この保険を行つて居る所の彙に紹介した Hausleben Versicherungs-Aktiengesellschaft<sup>3)</sup> (家

- 1) 本誌、第二十六卷、第五號、所載同題名拙稿の續
- 2) Hans Heymann, Kurt Ehrenberg und Bernhard Blau, Sachlebensversicherung (Werkerhaltungversicherung), — Sonderabdruck aus dem „Asssekuranz-Jahrbuch“ Bd. 45.
- 3) Dorotheenstrasse 31., Berlin NW 7.

屋生命保険株式會社)の關係者のなかには、財産にも生命があるといふ見解を述ぶるものがあつて、その説、一見、何等か深遠なる理論に基くもの、如き外形を呈するやうであるけれども、畢竟するに單なる比喩以外には意味なきものである。

今、物的財産がその金銭的價値を減少喪失する場合を分けて見ると三つある。即ち、第一は物理的に完全に壞損する場合、第二は事實上使用に耐えざるに至る場合、そして第三は經濟上使用に耐えざるに至る場合である。

第一の、物理的に完全に壞損する場合といふのは、即ち謂はゆる「強力原因による」(durch höherer Gewalt)もの、換言せば、「突發的な強力な原因」(die plötzliche gewaltsame Ursache)によるもので、例へば火災によつて燒失するが如き、洪水によつて倒壊するが如きことである。財産生命保険はかくの如き原因による損害をも引受け<sup>1)</sup>ない譯ではないが、寧ろそれは特約によるを要<sup>1)</sup>すとして居るのであつて、この保険の主要任務とする所ではない。かゝる原因によるものは、從來の火災保険とか洪水保険とかいふ所の損害填補保険(Schadensersatz-Versicherung)の任務とする所である。財産生命保険は、次に述ぶる所の第二第三の場合のために備ふるものであつて、從來の損害填補保険と併せ行はれて、それに對する補充的作用をなすものである。<sup>2)</sup>

1) Allgemeine Versicherungsbedingungen für Hauslebensversicherung, § 8, a. Bernhard Blau, Die Sachlebensversicherung insbesondere als Ergänzung zur Feuerversicherung—Sonderabdruck aus Heft 1/1937 der „Mitteilung der Vereinigung kantonalschweizerischer Feuerversicherungsanstalten,“ Bern (Schweiz)

2)

第二の、事實上使用に耐えざるに至る場合といふのは、第一に包含せらるゝ所の突發的原因によるものを除いた以外に於て、主に物理的若しくは化學的の緩慢なる作用として生ずる損傷である。これには二つあつて、修繕の可能なる損傷と自然的腐朽とに分けて見ることが出来る。前者は、この保険に於て、可修損傷 (Baulichen Schaden oder Reparaturschaden) と名づけられて居るものである。例へば、屋根葺の水漏り、柱の蝕蝕、建築物の濕潤の如きである。これらに對して、この保険は修繕費の填補支拂をなし、以て當該建築物の價値の減少を防ぎ、その維持をなさしめる。この第二の場合に屬する價値減少に對しては、普通の會計上の取扱ひに於ては、毎會計年度の利益のうちより修繕積立金といふものを作り、これより、必要の場合の支出をなすのが合理的やり方である。

第二の、事實上使用に耐えざるに至る場合といふことに屬する自然的腐朽といふのは、この保険に於て謂ふ所の使用の結果として生ずる「使用可能性の減少または喪失」(Minderung oder Verlust der Gebrauchsfähigkeit) による「物的損害」(Sachschäden) の場合である。即ちこの保険事業の關係者等が Abnutzungsschäden といふものである。即ち家屋や船舶を、その使用可能の年限を使用し盡して、最早や使用に耐えざるに至ることである。かくの如きが果して、經濟上の意味に於て損害といふべきかどうかは私の大に疑問とする所であつて、そしてそれがためこの保険の性質

- 1) Allgemeine Versicherungsbedingungen für Hauslebensversicherung, § I. r. A. B. C.
- 2) a. a. O., § I. 4.

についても、獨逸に於けるこの會社の關係者達と見解を異にする所であるが、それは後に述ぶることとする。かくの如き事情による價値の減少若しくは喪失に對しては、普通の合理的會計に於ては、減價銷却 (Depreciation; Abschreibung) といふ方法によるのである。

第三の、經濟上使用に耐えざるに至る場合といふのは、事實上は使用し得ないでもないが、經濟的採算の上に於ては使用に耐えなくなるといふ場合である。例へば、生産力の大きい新らたなる機械が考察せられた結果として従前の機械が競争力を失ひたるが如き、交通系統の變更により従來繁盛であつた店舗がその商品の販賣に適せないやうになつた場合の如きである。これは、經濟的老朽または、"moralische" Überalterung といはるゝこともあつて、建物については稀にしか起らないが、機械、若しくは機械と一體をなす構造物、例へば船舶その他の交通機關には常にこれある所である。そしてこの經濟上使用に耐えざるに至るといふことは、前述の第二の場合である。使事實上に耐えざるに至るといふことよりも早く起るを常とする。故に、この事情による價値の減少若しくは喪失に對しては、やはり前にも述べた減價銷却の方法が行はれるのであるが、これは、いつ果して起るかといふ時期の測定が、自然的腐朽の場合よりも、困難である。従つて、減價銷却の如く、確定の年限の經過を必ず要する方法は、これに對しては不適當である。

財産生命保険の任務とする所は、右に述ぶるが如く、普通の合理的なる會計手續に於ては、修繕費積立や減價銷却の方法によつて行はれて居た所を、保険の方法を以て更によりよく達せしむるにある。故に、この保険が世間に存在の地歩を占め得るがためには、同じ物的財産について、修繕費の積立若しくは減價銷却を行ふよりは、この保険に加入する方が幾許にても利益あるものでなければならぬ。この點については、伯林に於ける前述の會社の關係者は、勿論この保険の方が有利であるといふ。併し、その點を明かにするがためには、先づこの保険に於ける保険料を紹介せなければならぬ。

前述の家屋生命保険株式會社の家屋生命保険に於て、一〇〇〇馬克の保険金額に對する保険料は次の如くである。

### 家屋生命保険に於ける保険金額一〇〇〇馬に對する一ケ年保険料表

保険期間	第一年乃至第五年保險料	第六年以後保險料	保險期間	第一年乃至第五年保險料	第六年以後保險料	保險期間	各年保險料
八〇年	一一、三〇 <small>馬克</small>	四、六一 <small>馬克</small>	五年	一一、五〇 <small>馬克</small>	九、〇五 <small>馬克</small>	三年	二三、一五 <small>馬克</small>
七九	一一、三〇	四、七〇	五年	一一、五〇	九、三六	二年	二四、二九
七八	一一、三〇	四、八〇	五年	一一、五〇	九、七〇	二年	二五、五二
七七	一一、三〇	四、九一	五年	一一、五〇	一〇、〇五	二年	二六、八五
七六	一一、三〇	五、〇二	五年	一一、五〇	一〇、四三	二年	二八、二〇

七五	一一、三〇	五、一四	五〇	一一、五〇	一〇、八二	二五	二九、八七
七四	一一、三〇	五、二五	四九	一一、五〇	一一、二四	二四	三一、五九
七三	一一、三〇	五、三八	四八	一一、六二		二三	三三、四七
七二	一一、三〇	五、五一	四七	一一、九九		二二	三五、五三
七一	一一、三〇	五、六五	四六	一一、三七		二一	三七、八〇
七〇	一一、三〇	五、七九	四五	一一、七八		二〇	四〇、三一
六九	一一、三〇	五、九四	四四	一一、二二		一九	四三、一〇
六八	一一、三〇	六、一〇	四三	一一、六八		一八	四六、二一
六七	一一、三〇	六、二七	四二	一一、一六		一七	四九、七一
六六	一一、三〇	六、四四	四一	一一、六八		一六	五三、六七
六五	一一、四〇	六、六二	四〇	一一、二二		一五	五八、一七
六四	一一、四〇	六、八二	三九	一一、八一		一四	六三、三三
六三	一一、四〇	七、〇二	三八	一一、四二		一三	六九、三二
六二	一一、四〇	七、二三	三七	一一、〇八		一二	七六、三二
六一	一一、四〇	七、四五	三六	一一、七八		一一	八四、六三
六〇	一一、四〇	七、六八	三五	一一、五三		一〇	九四、六二
五九	一一、四〇	七、九三	三四	一一、三三		九	一〇六、八八
五八	一一、四〇	八、一九	三三	一一、一九		八	一二二、二三

五七	一一、四〇	八、四六	三二	二二、一〇	七	一四二、〇一
五六	一一、四〇	八、七五	三一	二二、〇九	六	一六八、四三
					五	二〇五、四九

更に、同じくこの保険會社が行ふ所の一般機械生命保険について、その保険料を紹介すれば、次の如くである。

一般機械生命保険に於ける保険金額一〇〇〇馬克に對する一ケ年保険料表

保險期間	各年保險料	保險期間	各年保險料	保險期間	各年保險料	保險期間	各年保險料
四〇 <sup>年</sup>	三四、 <sup>馬克</sup> —	三〇 <sup>年</sup>	四〇、九〇 <sup>馬克</sup>	二〇 <sup>年</sup>	五七、 <sup>馬克</sup> —	一〇 <sup>年</sup>	一一〇、 <sup>馬克</sup> —
三九	三四、五〇	二九	四二、—	一九	五九、七〇	九	一二一、九〇
三八	三五、—	二八	四三、一〇	一八	六二、七〇	八	一三七、二〇
三七	三五、五〇	二七	四四、四〇	一七	六六、二〇	七	一五七、—
三六	三六、一〇	二六	四五、七〇	一六	七〇、一〇	六	一八三、四〇
三五	三六、八〇	二五	四七、二〇	一五	七四、五〇	五	二二〇、五〇
三四	三七、五〇	二四	四八、八〇	一四	七九、七〇		
三三	三八、二〇	二三	五〇、五〇	一三	八五、六〇		
三二	三九、一〇	二二	五二、五〇	一二	九二、五〇		
三一	三九、九〇	二一	五四、六〇	一一	一〇〇、六〇		

今、右の家屋生命保険に於ける料率によりて、その一例を示すならば、或新築家屋について、



一〇〇、〇〇〇馬克の保険金額を以て五〇年の家屋生命保険を附けたとする。然るときは、第一年より第五年に至る五ケ年の保険料は、各年一一五〇馬克、その五ケ年間の合計五七五〇馬克である。第六年より第五〇年の四十五ケ年間は、各年一〇八二馬克、その合計四八、六九〇馬克である。従つて、支拂保険料の總額は五四、四四〇馬克となる。即ち、被保険者は、これだけの金額を支拂ふことによつて、五〇年の終まで、その途中に於ける修繕填補金支拂ひを受けることなく経過すれば、一〇〇、〇〇〇馬克を受取ることとなるのである。そして、かくの如き場合には、會社は更に五〇〇馬克の安全割戻金 (Sicherheitsrücklage) を追加するのであるから、被保険者は結局一〇〇、五〇〇馬克を受取ることとなる。従つて、被保険者は支拂保険料と保険受取金との差額四六、〇六〇馬克だけ利益する譯であり、且つ會社は、その事業成績によりて被保険者に配當を支拂ふといふことであるから、右の外に更にこの配當だけ利益が加はる譯であるといふ。

右の計算に於ては、單純なる減價銷却、即ち銷却金額を豫定年限で除して得る商を以て各年の銷却積立金とする方法、具體的に言へば、右の場合、毎年  $\frac{100,000}{50} = 2,000$  即ち二千馬克を積立つるのに比ぶるならば、保険の方が甚だ有利に見える。併し乍ら、保険の場合に於ては、被保険者が支拂ひたる保険料は、彼の利用し得ざる所であるが、減價銷却の場合には、銷却積立金は、彼自ら相當に利殖し得る所である。故にこの保険と減價銷却との比較をなすには、單純なる

1) Allg. V-B. § 13.

2) Allg. V-B. § 14.

3) Sachlebensversicherung (Werkerhaltungsversicherung); Sonderabdruck aus dem „Assekranz-Jahrbuch“ Bd. 45., S. 7ff.

銷却法たる  $a \parallel \frac{1}{i} (V_0 - V_n)$  に於ける計算を基礎にとるは不適當であつて、寧ろ、毎年銷却金として積立てる金額が複利法によりて利殖せられたる總額が、全銷却金額と同一となる計算を基礎とせねばならぬ。然るときは、その銷却金の式は、 $a \parallel (V_0 - V_n) \frac{R-1}{R^n-1}$  によらなければならぬ。 $a$  は即ち毎年均等なる銷却金、 $V_0$  は最初價額、 $V_n$  は  $n$  年後に於ける價額(最終價額)、 $R$  は  $i$  を利率とする所の  $(1+i)$  であつて、この公式は、 $V_0 - V_n = a + aR + aR^2 + \dots + aR^{n-1} + aR^n$  を要約したものである。

私は、今、試みに、この公式により銷却年限を五十年とし、二步、三步、四步及び五步の各利率に於て、最初價額を  $1000$  とし、最終價額を  $0$ 、 $100$ 、 $200$ 、 $300$  の四段に分ち、その各の毎年の銷却割合を求めて見た。すると、その結果は、次の如くである。

一〇〇〇に對する五十年複利銷却法に於ける毎年の銷却積立割合

	最終價額零	最終價額 $100$	最終價額 $200$	最終價額 $300$
二 步	一一、八二	一〇、六四	九、四五	八、二七
三 步	八、八五	七、九六	七、〇八	六、一九
四 步	六、五五	五、八九	五、二四	四、五八
五 步	四、七七	四、二九	三、八二	三、三四

これによると、前掲の家屋生命保險に於ける保險料が五十年の保險期間のものに於て、保險金

額一〇〇〇馬克に對し、最初の五ケ年は毎年、一一、五〇馬克といふのは、最終價額を零とし利率を二歩として計算したる複利銷却と大差なく、その第六年以後の保險料一〇、八二馬克といふのは、最終價額を一〇〇馬克として、やはり二歩の複利銷却と大差なきものである。故に、二歩以上の利廻りで複利運用が出来るならば、減價銷却の方法の方が、この家屋生命保險の保險料よりも有利である。殊に若し、五歩の複利運用が可能であるとするならば、その利益の差は大なるものとなる。

併し乍ら、減價銷却は五十年後に於ける減少價額を補填し得るに止まるもので、これにはその五十年間に於ける修繕の費用が入つて居らない。家屋生命保險に於ては、この修繕費の支給をする。併しその支給の後には、それだけ保險金額を減少すると共に、また爾後その割合に應じて保險料を減額する。故に、この點を考慮に容れて比較をしなければならぬ。

そこで、例へば、前記の被保險家屋が十年後に、二〇、〇〇〇馬克の修繕支拂ひを受けたとする。すると、その後は、保險金額は八〇、〇〇〇馬克となると共に、保險料も二割低減せられるのである。従つて、この十年目に受領した二〇、〇〇〇馬克について言へば、それは従前支拂つた保險料の二割に當る金額を保險料とした所の保險金額と見てもよい。然るときは、この二〇、〇〇〇馬克に對して支拂つた保險料は、二、二二二馬克である。(一一五〇馬克の五年間と一〇八

二馬克の五年間との合計の二割)。故に、保険期間満了までに修繕填補を受くる場合を考慮すると、この保険の方が有利であると言はれる。<sup>1)</sup>

更に、他の一例を、一般機械生命保険 (Universal-Maschinen-Versicherung) に求めてみる。今、假に、一〇、〇〇〇馬克の機械について、これが減価銷却及び修繕積立をなす場合と、これを、この一般機械生命保険に附ける場合とを比較するに、その數字は次の如くであるといふ。<sup>2)</sup>

單純なる減価銷却(無保險)の場合

豫定年限	銷却率		修繕費率		右兩者合計 金額	全年限の合計金額
	20年	15年	2%	2%		
10年	10%	12%	2%	2%	12%	1,100馬克
5年	20%	24%	4%	4%	24%	2,400馬克
						1,300馬克
						1,500馬克
						1,200馬克
						1,400馬克
						1,200馬克

即ち、この單純なる減価銷却の場合には、いづれも、最初價額に加ふるに修繕費だけ多額の經費が必要となる。その代り、それらの積立金は、これを他方に於て、事業のために利用し若しくは利殖し得るの利益がある。併し、これを一〇、〇〇〇馬克の保險金額を以て機械生命保險に附

- 1) Hans Heymann, Die Erneuerung des industriellen Anlagekapitals auf dem Wege der Abschreibung und der Werkerhaltungsversicherung. S. ioff.—Sonder-Abdruck aus dem Zts. f. d. z. V-Wissenschaft, Bd. XX-VII, Heft 3, Berlin 1927.
- 2) Sachlebensversicherung, a. a. O., S. 10.

けると共に、一部分の減價銷却を自ら行ふとすれば、その場合の計算は次の如くである。

保険と減價銷却とを併せ行ふ場合

豫定年限	保 險 料		減價銷却	合 計
	各 年	金 額		
二〇年	五七〇馬克	九、四〇〇馬克	二〇〇馬克	一三、四〇〇馬克
一五年	七四五馬克	八、八〇〇馬克	二〇〇馬克	一一、八〇〇馬克
一〇年	一、一〇〇馬克	九、六〇〇馬克	二〇〇馬克	一一、一〇〇馬克
五 年	二、二〇五馬克	九、九〇〇馬克	四〇〇馬克	一一、九〇〇馬克
			各 年 率	
			二%	
			二%	
			二%	
			四%	

これによつて見ると、減價銷却だけでやるよりも、機械生命保険と減價銷却とを併せ行ふ方が、豫定年限二〇年の場合には六〇〇馬、一五年の場合には一、二〇〇馬克(?)——他と比較してあまり不釣合であるから、前に掲げた保険料金額の八、八〇〇馬克といふのに何らかの誤あるかとも思はれる。——、一〇年の場合には四〇〇馬克、五年の場合には一〇〇馬克の利益がある譯である。1)

以上の比較より結論すると、保険期間の全年限に亘つて、修繕の必要全くなかつた場合には、この保険に加入するよりも、自ら減價銷却を行ふ方が利益である。併し、修繕を必要とする場合

1) Sachlebensversicherung, a. a. O., S. 10.

には、保險の方が有利である。元來、修繕積立金も減價銷却金も、毎年一定の割合を以て、積立つるのであつて、年を経なければ相當の額に上ることを得ないものである。従つて、若し意外に早く巨額の修繕を必要とするに至ることがある場合には、その必要額を支辨することが出來ない。併し保險に加入するときは、その必要額の支給を受けることが容易である。この點は即ち、結局、貯蓄と保險との比較<sup>1)</sup>と同じ事柄であつて、この財産生命保險もやはり、修繕の必要が偶然と關聯して生ずるものであるがため、その存在が必要とせらるゝものである。

§

§

右に述ぶる所を以て、私は、財産生命保險といふものゝ存在の意義を、概略ながら明かにした積りである。よつて、更に稿を改め、この保險と従前より存在する各保險とを比較して、この保險の性質を明かにしやうと思ふ。

——(未完)——

1) 「保險本質論」第二版、第四章、第四節、及び第五章、第二節參照